各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額（各一般送配電事業者の商号及び住所）	円（　　）

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４であること。
　　2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第31の21の３（第45条の21の６関係）

廃炉円滑化負担金承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法施行規則第45条の21の６第１項の規定により、次のとおり廃炉円滑化負担金の額の承認を受けたいので申請します。

廃炉円滑化負担金の額	円
各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額（各一般送配電事業者の商号及び住所）	円（　　）

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４であること。
　　2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の二）	第一章　総則（第一条―第三条の二）
第二章　固定資産勘定	第二章　固定資産勘定
第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）	第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）
第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）	第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）
第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）	第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）
第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）	第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）
第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の四）	第五節　雑則（第二十一条―第二十八条）